

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、車体課税の改正

自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和五年末まで据え置く一方、今後三年間の措置として、税率区分を段階的に引き上げる措置を講ずる。

二、納税環境の整備に関する改正

固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等を行う。

三、航空機燃料譲与税の改正

譲与割合の特例措置の見直しを行う。

四、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、令和五年四月一日から施行する。